

喜連川社会復帰促進センター

<はじめに>



平成19年10月、喜連川社会復帰促進センターは、東日本で唯一のPFI手法と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑務所として運営を開始しました。当センターは、国と民間事業者が相互の持ち味を活かし、「官民協働による運営」を行うことと、構造改革特区の認定を受けた地域の社会資源を有効活用し、「地域との共生」を図ることを基本コンセプトとしています。

今回は、当センターの現状や、刑務所でも加速する高齢化を紹介したいと思います。

<特化ユニット>

センター内には、精神又は身体に障害を有する者及び高齢受刑者を収容する「特化ユニット」があります。

ここでは、作業療法やリハビリテーション等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目指しています。

特化ユニットに入所している高齢者や障害者に対して行われるプログラムを実施しています。特に高齢受刑者の身体機能の低下や認知機能の低下の防止に努めています。

○特化ユニットプログラム（特化ユニットに収容されている受刑者に対して実施）

- ・ふれあいプログラム — 精神の安定や自身の心の病気について理解を深める指導
- ・リハビリスポーツプログラム — 身体機能を改善する指導
- ・いきいきプログラム — 認知症予防の指導
- ・ものづくりプログラム — 自己表現を豊かにする指導
- ・フラワーセラピープログラム — 精神の安定を図る指導

障害等により外の運動場まで歩行が困難な受刑者のために、「特化ユニット」内の一部の居室に単独運動スペースを併設しています。

特化ユニット居室



特化ユニット浴室



庭園型運動場を設置し、高齢者や身体能力の低下により、一般の運動ができない受刑者でも軽い運動やリハビリのための散歩ができるスペースを設けています。また、「特化ユニット」の収容棟と工場間を結ぶ通路は段差がなく、バリアフリーになっているほか、障害者専用浴室が備えられています。

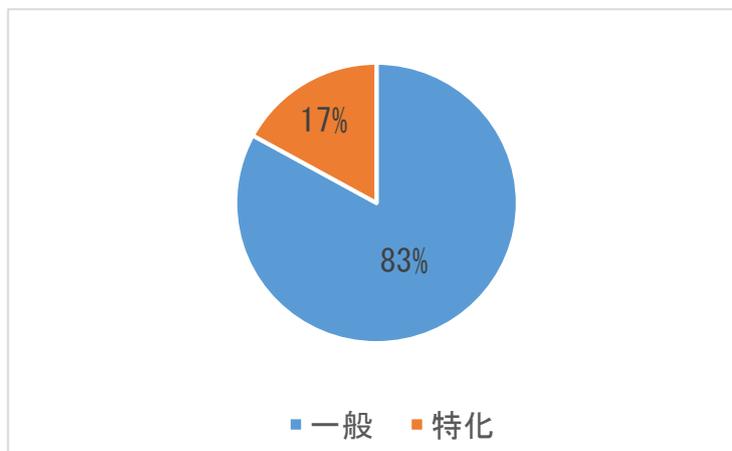


庭園型運動場

<特化ユニット対象者>

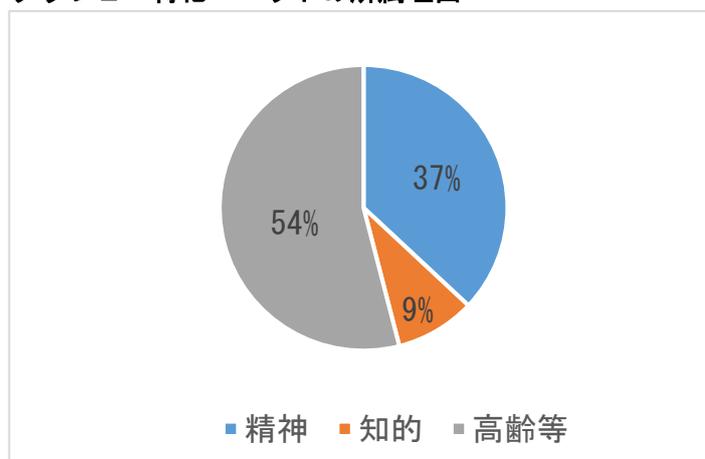
当センターに収容されている人は、特化ユニットと一般ユニットに分けられます。グラフ1は、特化ユニットと一般ユニット対象者の割合です。当センターに収容されている人の約2割が、特化ユニット対象者です。

グラフ1 一般ユニットと特化ユニット対象者の割合



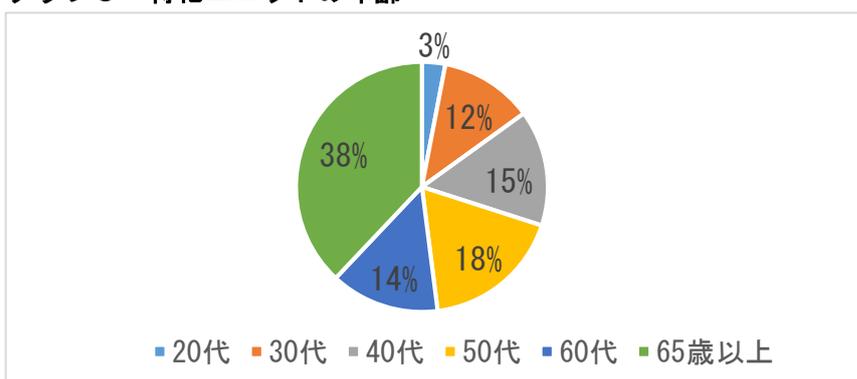
グラフ2は、特化ユニットに所属することになった主な理由です。特化ユニットに所属している人の多くは、高齢者です、日常生活にも刑務作業中にも、一般ユニットに比べて配慮が必要です。

グラフ2 特化ユニットの所属理由



グラフ3は、特化ユニットの年齢の内訳です。約半数が60代以上です。被収容者の高齢化が進んでおり、釈放時に保護が必要な者も増えています。

グラフ3 特化ユニットの年齢



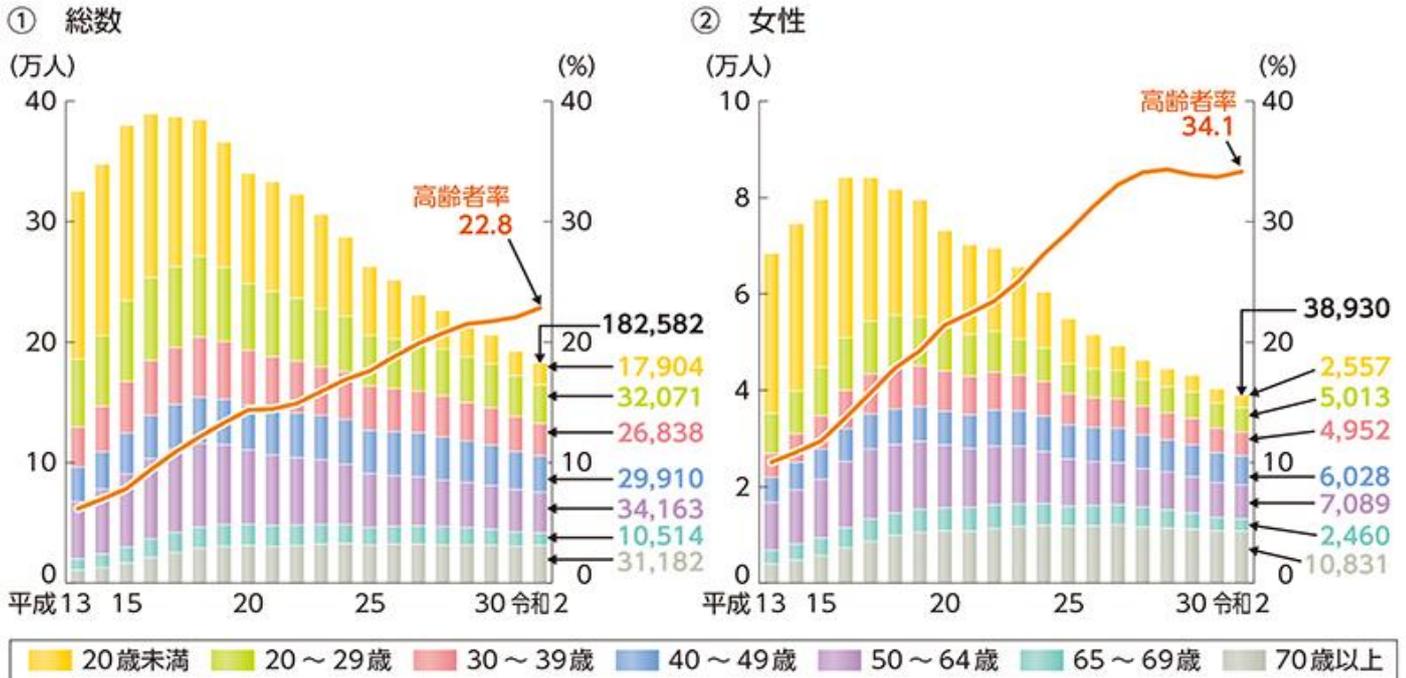
<高齢者犯罪>

現在の日本の総人口は、令和2年10月1日現在、1億2,571万人です。65歳以上の人口は、3,619万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、28.8%です（令和3年度版高齢者白書より）。高齢化は、刑務所の中でも進んでいます。

グラフ4は、年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率）です。

全体として検挙される人数は減少傾向にあります。高齢者が検挙される人数は、大きく減ってはいません。その結果、高齢者率は、平成28年以降20%を上回り、令和2年は22.8%でした。また、その多くは「窃盗」が占めています（グラフ5）。

グラフ4 刑法犯検挙人員（年齢別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

グラフ5 検挙人員の罪名別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

(令和3年度版犯罪白書より)

<高齢受刑者>

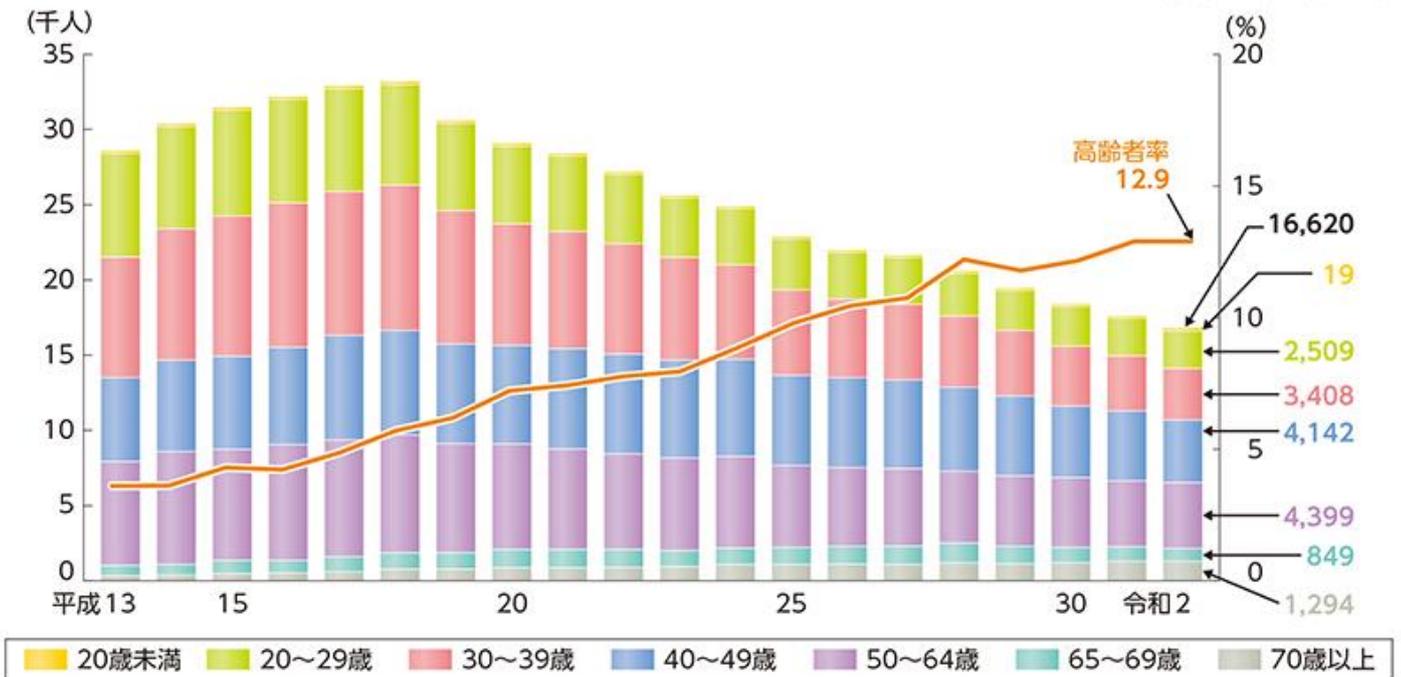
グラフ6は、年齢層別入所受刑者及び高齢者率（受刑者総数に占める高齢者の比率）の推移です。

高齢受刑者の数は増加傾向にあります。令和2年は2,143人であり、平成13年と比べて、約2.1倍に増加しています。特に、70歳以上の増加が顕著で、同じく平成13年と比べて約3.8倍に増加しています。

高齢者率についても増加傾向が続いており、令和2年は12.9%になりました。

また、グラフ7は、高齢受刑者の罪名を男女別に見たものです。男女とも窃盗が多いですが、女性高齢者の方が顕著です。

グラフ6



注 1 矯正統計年報による。

2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。

3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

グラフ7



注 1 矯正統計年報による。

2 入所時の年齢による。

3 () 内は、実人員である。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

(令和3年度版犯罪白書より)

<再犯を防ぐための「矯正処遇」>

現在、刑務所に入所している者の約6割は、再入者です。そのため、再犯を防ぐことが重要な課題となっています。刑事施設では、「作業」「改善指導」「教科指導」の3つの柱で構成される「矯正処遇」を通じて、受刑者に犯した罪の責任を自覚させ、社会復帰に向けた支援をしています。自分が犯した罪の重さを自覚し反省を促すとともに、過ちを二度と起こさないよう、改善更生の意欲を呼び起こして社会生活に適応できる能力を身に付けさせることが大切です。

・作業

作業（職業訓練を含む）は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、受刑者が規律ある生活態度を習得したり、勤労意欲を養ったり、職業的な知識・技能を身に付けたりすることで、社会復帰を促進することを目的としています。

・改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させるために行う指導です。すべての受刑者を対象とした「一般改善指導」と、特定の事情を有することにより改善更生や円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした「特別改善指導」があります。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導があります。

・教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者には、小学校または中学校の教科の内容に準ずる「補習教科指導」を行うほか、更なる学力向上を図ることが、円滑な社会復帰に特に認められる受刑者に対しては、高等学校または大学の教科の内容に準ずる「特別教科指導」を行っています。

<円滑な社会復帰のために>

刑務所出所者などが立ち直り、社会で自立するためには、本人の強い意志と努力が必要であることはもちろんですが、社会の中で適切な居場所や仕事を持つことが重要です。

保護観察官や保護司、様々な関係機関・団体などが連携し、刑務所出所者などが、住む場所や仕事を見つけて地域社会の中で自立し、円滑に社会復帰ができるよう様々な活動をしています。

・生活環境の調整

保護観察官や保護司が、刑務所などにいる人の釈放後の住居や就業先などについて調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、円滑な社会復帰を目指すものです。

また、高齢や障害により特に自立が困難な受刑者を対象とした「特別調整」という制度があります。この制度は、円滑な社会復帰のため、各都道府県に設置された「地域生活定着支援センター」が、刑務所などと連携して、出所後、様々な福祉サービスを利用できるよう、刑務所などに入所中から必要な調整を行うものです。

・就労支援

刑務所や保護観察所、ハローワークが連携して、刑務所出所者に対する就労支援を行っています。刑務所の入所者に対しては、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話などを実施しています。また、保護観察対象者などに対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用、身元保証など様々な支援を行っています。

<おわりに>

平成28年12月14日、再犯防止等の推進に関する法律が公布、施行されました。ここには、再犯防止等に関する、国及び地方公共団体の責務が明示されています。

出所者の立ち直りを支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、今後ともご理解とご協力をお願いします。